

山口市コミュニティタクシー運行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市コミュニティタクシー運行事業（以下「運行事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 運行事業を実施できる団体（以下「対象団体」という。）は、自治活動や慣習などで深い結びつきを持ち、コミュニティを形成している区域内で、単一もしくは複数の自治会等により構成されているものとする。

(対象地域)

第3条 運行事業を導入する地域は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 地域から公共交通機関の停留所又は駅まで1.0km以上であること、又は地域の地表の形態上、公共交通までの移動が困難であること

(2) 対象団体が、山口市コミュニティタクシー実証運行事業を1年間実施する見込みであること

(運行基準)

第4条 運行事業の実施については、原則として次の各号に掲げる基準を全て満たしているものとする。

(1) 運営の全般を対象団体が主体となって行っていること

(2) 地域の協賛企業等の協力を得ながら運営していること

(3) 利用促進活動を恒常的に行っていること

(4) 1便あたりの乗車定員に占める乗車人数の割合が年間を通じて30%以上であること（追加便を含む）

2 前項の基準に対する適合又は不適合の判断は、年度末の実績をもって次年度開催の山口市交通対策推進協議会において決定する。ただし、当該年度が3年目の地域にあっては、年度終了の2ヶ月前までに、山口市公共交通委員会の意見を聴き、山口市交通対策推進協議会において決定する。

(運行改善)

第5条 前条第1項第4号の基準に満たない場合は、対象団体は、翌年度に達成できるよう運行改善を行うこととする。

(補助金)

第6条 市は、対象団体の実施する運行事業に損失が生じる場合には、予算の範囲内で必要な補助を行うことができる。

2 対象団体の実施する運行事業が、第4条第1項の基準に3ヵ年連続して満たない場合は、4年目以降の補助を行わない。

(評価及び改善)

第7条 山口市公共交通委員会は、定期的に運行事業の内容の評価を行う。

2 前項の評価の結果に応じて、対象団体に対して必要な改善を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は山口市交通対策推進協議会で協議する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。